

議案第 53 号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 月 14 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）が公布されたこと等に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料の設定等を行いたい必要による。

## 大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍法関係の表第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「謄抄本交付手数料」の次に「又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料」を加え、同表第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「謄抄本交付手数料」の次に「又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料」を加え、同表第5号中「又は」を「」に改め、「事項の証明書交付手数料」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」を加え、同表第6号中「閲覧手数料」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示した書類の閲覧手数料」を加え、同表第7号及び第8号を次のように改める。

7	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
8	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表消防法関係の表第3号中

1, 180, 000円	1, 450, 000円
1, 410, 000円	1, 720, 000円
1, 590, 000円	1, 920, 000円
1, 950, 000円	2, 360, 000円
2, 270, 000円	2, 740, 000円
4, 550, 000円	5, 640, 000円
5, 820, 000円	7, 240, 000円
7, 070, 000円	8, 790, 000円

を

に改め、同表都市の低

炭素化の促進に関する法律関係の表及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表戸籍法関係の表の改正規定以外の改正規定は、同年4月1日から施行する。